

# 熊本県公報

第 1 1 6 4 7 号  
平成 20 年 1 月 23 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
  - 指定介護予防サービス事業所の指定…………… ( " ) 1
  - 熊本県収入証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会 計 課) 1
  - 予算の専決処分…………… (財 政 課) 2
  - 木材業者の書換え…………… (林業振興課) 2
- 公 告**
- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了公告…………… (建 築 課) 2
  - 建築基準法第 76 条の 3 第 4 項において準用する第 73 条第 2 項の規定…………… ( " ) 3
  - 熊本都市計画地区計画 (合志市) の決定…………… (都市計画課) 3
  - "…………… ( " ) 3
  - "…………… ( " ) 3
  - "…………… ( " ) 3
  - "…………… ( " ) 4
- 登 載 依 頼**
- 熊本県国土利用計画審議会の開催…………… (地域政策課) 4
  - 熊本県職業能力開発審議会の開催…………… (労働雇用総室) 4
  - 熊本県立教育センター協議会の開催…………… (義務教育課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 54 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
れんげそう訪問介護 天草市船之尾町 7 番 3 号	蓮華株式会社	平成 20 年 1 月 15 日

### 熊本県告示第 55 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
れんげそう訪問介護 天草市船之尾町 7 番 3 号	蓮華株式会社	平成 20 年 1 月 15 日

### 熊本県告示第 56 号

熊本県収入証紙条例 (昭和 39 年熊本県条例第 24 号) 第 5 条第 1 項の規定による売りさばき人の指定を次のように取り消した。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
球磨郡多良木町多良木 2591-1	上球磨木材協会 会長 瀧田睦男	平成 20 年 1 月 15 日

**熊本県告示第 57 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 20 年 1 月 11 日付けで専決した平成 19 年度熊本県一般会計補正予算（第 9 号）の要領は、次のとおりである。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**専第 18 号**

平成 19 年度熊本県一般会計補正予算（第 9 号）

平成 19 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,089 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 744,057,731 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 1 月 11 日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

**第 1 表 歳入歳出予算補正****歳入**

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		1,171,282	30,089	1,201,371
	1 繰越金	1,171,282	30,089	1,201,371
歳 入 合 計		744,027,642	30,089	744,057,731

**歳出**

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		35,138,062	30,089	35,168,151
	1 選挙費	3,327,229	30,089	3,357,318
歳 出 合 計		744,027,642	30,089	744,057,731

**熊本県告示第 58 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書き換え）

書換年月日 登録番号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 12 月 27 日 A09070	葦北郡芦北町大字計石 1899-6 泰平木材株式会社芦北営業所 松本整二	葦北郡芦北町大字計石 1899-6 泰平物産株式会社芦北営業所 松本整二	法人名の変更

**公 告****熊本県公告第 49 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市荒尾字上西田919番3、同919番12、同919番13、同919番14、同920番3、  
同920番14、第920番15、同920番16、同920番17、同920番18及び同920番19  
1,398.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
荒尾市荒尾2014番地1  
有限会社エトワール不動産

**熊本県公告第50号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する第73条第1項の規定により建築協定を次のとおり認可した。

平成20年1月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 認可を受けた者の住所及び氏名  
八代郡氷川町島地642番地  
氷川町長 浜田洋
- 2 協定の名称  
有佐駅前団地第二期分譲地建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番  
八代郡氷川町宮原字久保246番3、同246番4、同246番5、同246番6、同246番7、  
同246番8、同246番9、同246番10、同246番11、同246番12、同246番13、同246番14、  
同246番15、同246番16、同246番17、同246番18、同246番19、同246番20、同  
246番21、同有佐字宮前207番2、同207番3、同207番4、同207番5、同207番6、同  
207番7、同207番8、同207番9及び同207番10
- 4 協定区域の面積  
7,201.80平方メートル
- 5 許可年月日  
平成19年12月28日

**熊本県公告第51号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成20年1月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（須屋袖山地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第52号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成20年1月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（豊岡地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第53号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成20年1月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（ふれあいタウン豊岡地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第54号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（グランコート合志台地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第 55 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（御代志第二地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**登載依頼****熊本県国土利用計画審議会公告第 2 号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県国土利用計画審議会 会長 鈴 木 康 夫

- 1 開催日時  
平成 20 年 2 月 4 日（月）  
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題  
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更について  
(2) 第 4 次国土利用計画（県計画）について（報告）  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻 5 分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県国土利用計画審議会事務局  
（熊本県地域振興部地域政策課 土地利用対策班内）  
（電話 096-333-2170）

**熊本県職業能力開発審議会公告第 2 号**

熊本県職業能力開発審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 1 月 23 日

熊本県職業能力開発審議会 会長 山 下 勉

- 1 開催日時  
平成 20 年 1 月 30 日（水）  
午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁 本館 5 階審議会室
- 3 議題  
「熊本県職業能力開発審議会条例の改正（案）」について
- 4 傍聴者の定員  
10 名
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県職業能力開発審議会事務局（熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室）  
（電話 096-333-2344）

**熊本県教育委員会公告第4号**

熊本県立教育センター協議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年1月23日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

- 1 開催日時  
平成20年2月7日（木）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
山鹿市小原  
熊本県立教育センター 第1研修室
- 3 議題  
教育センターの事業内容について、今後期待するもの
- 4 傍聴者の定員  
10名
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
山鹿市小原  
熊本県立教育センター協議会事務局（熊本県立教育センター総務課）  
（電話 0968-44-6611 内線 214）

